

議案第13号

北名古屋市印鑑条例の一部改正について

北名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、印鑑の登録資格を見直すため及び字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

北名古屋市印鑑条例（平成18年北名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第3項中「記録されている」を「記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって作成する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に、「組合わせた」を「組み合わせた」に改める。

第6条第1項第3号中「記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）」を「記載」に改め、同項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に、「組合わせた」を「組み合わせた」に改め、同条第2項中「調製する」を「作成する」に改める。

第11条第1項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に、「組合わせた」を「組み合わせた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。